

若松会館貸会議室利用規約

第1条(目的)

本利用規約は、若松町会(以下「当会」という。)が運営する貸会議室(以下「当施設」という。)に関して、本利用規約第3条に定める所定の申込をおこない当施設を利用する者(以下「利用者」という。)との権利義務関係及び利用者の遵守事項について定めることを目的とします。

本規約をご確認・同意のうえ、当施設をご利用下さい。

第2条(利用料金等)

当施設の概要及び利用料金は別途定めます。

2. 利用目的区分は教室・会議・展示会別です。
3. 利用料金は、現金もしくは銀行振込にて利用月の月末もしくは当日に納付していただきます。支払いに要する振込手数料等の費用は、利用者が負担するものとします。
4. 町会員の場合であっても、別途定めた料金表と同等の金額を頂きます。
5. 若松町会並びに若松商店街振興組合の役員会に限っては、利用料金の徴収を免除します。

第3条(利用申込)

当施設の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、本規約に同意の上、当会所定の方法により当施設の利用申込を行うものとします。

2. 予約は「会館利用申込書」が当会に届いた時点で成立といたしますので、仮予約は行いません。内容等によっては、お断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
3. 利用者は申込情報に変更が生じた場合、当会が定める方法により、当会に通知するものとします。
4. 当会は、利用を不承認とした場合、当該利用希望者からの不服は一切受け付けないものとし、かつ利用を不承認とした理由を当該利用希望者に説明又は開示する義務を負わないものとします。

第4条(予約の取消)

受付完了後、利用者の都合により予約を取消される場合は、利用開始日より起算して次の解約料金をいただきます。支払いに要する振込手数料等の費用は、利用者が負担するものとします。

利用日7日前～当日……………利用料金の50%

ただし、台風や自然災害発生に伴うキャンセルについては、本条の適用を除外します。

第5条(当施設利用について)

当施設利用時には、会場責任者をおいて下さい。利用当日の入場前と退場時には、会館事務所にお越し下さい。

2. 当施設の机・椅子の移動は構いませんが、終了後は元の状態に復帰してください。
3. 搬入、搬出を含めて予約時間内に終了していただきます。予約時間を超過されますと延長料金をいただくようになりますのでご了承ください。
4. ごみ等は当会館が契約している廃棄物業者の分別基準に従って処分して頂き、当施設内外にごみを残さないでください。
5. 当施設は町内会館であるため、施設利用中であっても事務員及び町会役員が荷物取り出し等のため、室内に入室する場合があります。

第6条(禁止事項)

当施設内及び当施設周辺において、利用者による以下の各号の行為を禁止します。

- (1) 利用場所以外の部屋に立ち入らないこと
- (2) 収容定員を超えて入場させないこと
- (3) 動物を当施設内に持ち込むこと(盲導犬・介助犬は除く)
- (4) 大声、大音量の音楽、楽器の演奏、振動、臭気の発生等により、他の利用者、第三者および当会に迷惑を及ぼす、またはその恐れがある行為
- (5) 危険物(火薬類、爆発性物質その他当会が危険と判断したもの)の持ち込み
- (6) 当施設の設備、器具及び備品その他当会が管理する物品の損壊や許可なく持ち出すこと
- (7) 当会が指定した場所以外で喫煙(電子たばこを含みます)すること
- (8) 宗教活動、政治活動、署名活動、勧誘行為(団体加入の勧誘を含みます)等催事行為
- (9) 当会の許可なく寄付行為、物品の募集・販売・提供する行為
- (10) 他の利用者や当会従業員に対する暴力行為、脅迫行為等
- (11) 利用権を譲渡または転貸すること
- (12) 公序良俗に反する行為
- (13) 当施設の秩序を乱す行為
- (14) 他の利用者又は当会の秘密情報(当施設外において公開されていない情報)を無断で利用し、又は第三者に開示、漏洩する行為
- (15) 壁・柱等へのテープ貼りや画鋲等を使用すること
- (16) その他関連諸規約に定められている行為
- (17) 当会が不適切と判断する行為

第7条(利用制限)

当会は、利用者が当施設を利用するにあたって、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当会から利用者に対する何らの通知を要することなく、利用申込受付後、または、利用途中においても、当会の判断で申込の取消しや利用停止の処置をとる場合があります。この場合、

既納の料金はお返ししません。また取消しによって発生する損害について、当会は賠償の責任を負いません。

- (1) 当施設の利用に関し虚偽の内容で利用者が申込等を行ったとき
- (2) 公序良俗に反する行為、犯罪的行為その他法令に違反したとき
- (3) 来場者数が当施設の許容範囲を超えるなど、他の利用者又は第三者に迷惑、不利益又は損害を与えたとき
- (4) 利用者が当会の許可なく利用権の全部または一部を譲渡あるいは転貸した場合
- (5) 関係法令に違反すると認められるとき。また関係官公署の指示に反する場合
- (6) 建造物または器具備品等を破損する恐れのあるとき
- (7) 当施設内外で催事行為(印刷物の配布、募金行為、政治活動、宗教活動、販売行為、各種勧誘、掲示等)をした場合
- (8) 利用者が集团的または常習的な暴力的行為、反社会的行為およびそれらに類した行為を行ったと当会がみなした場合
- (9) 音、振動、臭気の発生等により、周囲に迷惑を及ぼすまたはそのおそれがある場合
- (10) 建物の管理上および運営上支障があると認められるとき
- (11) 当施設及び当会の運営を妨げたり、社会的信頼を毀損したとき
- (12) 本規約のいずれかに違反したとき
- (13) その他上記のうちいずれかに準ずる行為で、当会が不相当と判断したとき

2. 利用停止により利用者又は第三者が損害を被った場合でも当会は一切の責任を負わないものとします。

第8条(反社会的勢力の排除)

利用者は、自らおよび同伴の利用者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められること
- (4) 暴力団員等に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言辞または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為

第9条(損害賠償等)

利用者が、本規約に違反し、これにより当会、他の利用者又は第三者に対して何らかの損害を与えた場合、利用者は、損害を被った者に対して、損害を賠償する義務を負うものとします。

第10条(免責)

当施設利用中の展示物及び利用者、参加者がお持ち込みになられた物(貴重品を含む)等の盗難、破損事故については、その原因の如何を問わず当会は一切の責任を負いません。

2. 当会は、当施設の運営に関して、故意または重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償を負わないものとします。

3. 自然災害、当会以外の者が原因での火災等、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、その他当会の合理的支配が及ばない事由等を原因として、当会の営業が停止し利用者に対し提供サービスが行えなくなった場合、これにより利用者に損害が生じたとしても、当会は一切の責任を負わないものとします。

第11条(その他の事項)

本規約に定めのない事項については、当会と利用者は誠実に協議の上、これを解決するものとします。

附 則

この規約は、令和5年9月1日から施行する。